

資料5

科学技術・学術審議会 学術分科会
研究環境基盤部会(第96回)H30.8.9

研究環境基盤部会ヒアリング資料

総合研究大学院大学

大学共同利用機関を取り巻く課題について (2)人材育成機能の強化

【課題の所在－機構法人と総研大の連携協力の状況－】

「国立大学法人総合研究大学院大学と大学共同利用機関法人及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構との連携協力に関する協定書」(平成22年3月31日締結)
(機構法人の意見の尊重)

第3条 総研大法人は、研究科の各専攻の教員組織、教育課程、学生定員その他研究科及び専攻の運営に関する重要事項については、各専攻を担当する大学共同利用機関の意見に基づく当該機構法人の意見を尊重する。

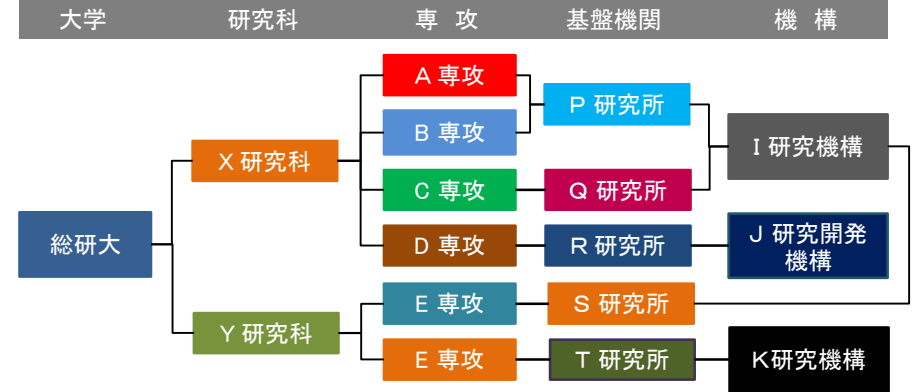
- 機構等法人を介した教学マネジメントは想定外かつ非現実的
- 研究科・専攻等の大学の組織体系を通じて教学マネジメントを行うことも困難
⇒ 総研大HQと教育の現場＝共同利用機関との直接的なやりとりが最も効果的

(教員の給与及び労働条件)

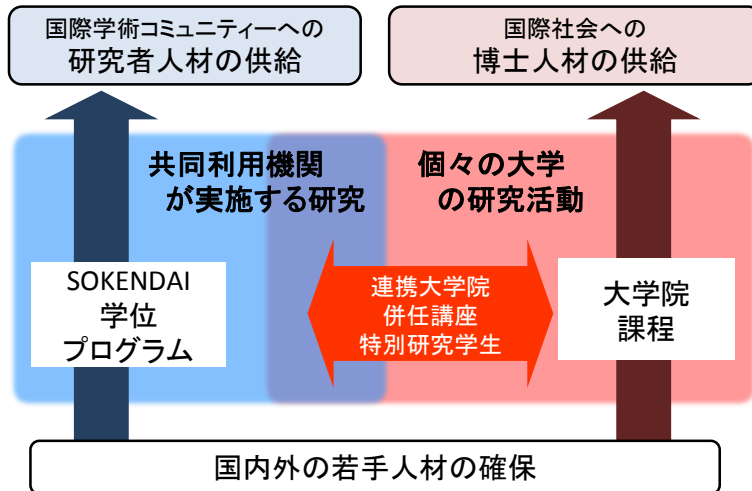
第7条 総研大法人は、研究科教員の給与の基準を定め、その基準の適用については、専攻長が大学共同利用機関の長を通じて機構長と協議により行う。

2 給与以外の研究科教員の労働条件は、研究科教員の職務が当該教員が所属する大学共同利用機関における職務と一体的に行われることに鑑み、総研大法人と機構法人が協議して別に定めるもののほかは、当該教員が所属する機構法人の就業規則による。

- 担当教員は総研大とは雇用関係にない ⇒ 大学側に就業規則・服務規程がない。懲戒関連は任命解除の手続きに関する規程のみ。
- 教員の給与(大学院担当手当)は専攻運営費に含めて機構法人に送金し、法人の給与規則に従って支払われる。



【検討の方向性－組織的な連携協力体制を強化する枠組み－】



連携協力体制を強化するのであれば、その目的は「人材育成機能の強化」にある。

⇒ まずは、**人材育成の目的**(どのような人材を育成するか)について合意形成が必要

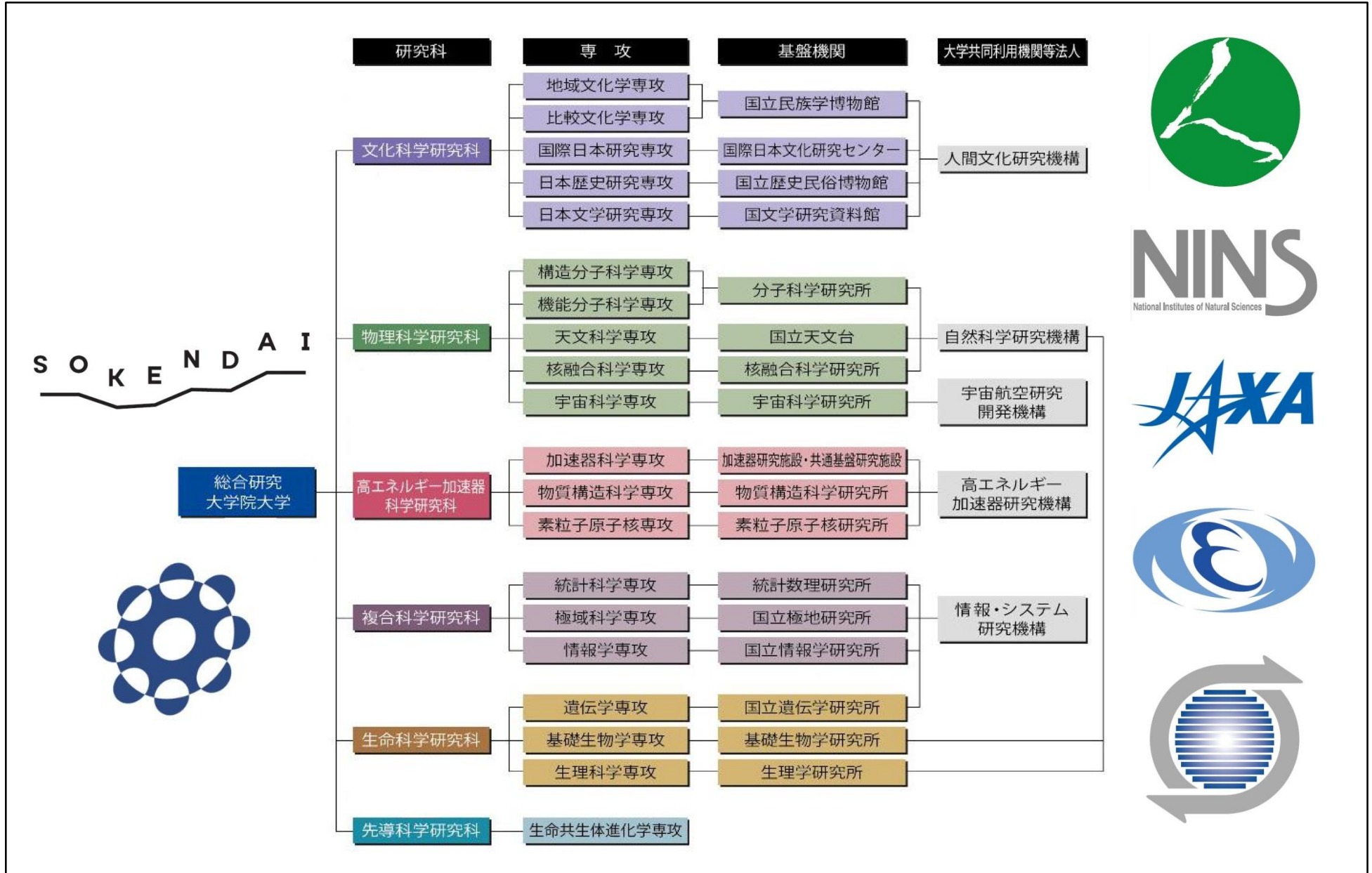
【提案】大学共同利用機関に設置する大学院課程は、**個々の大学では体系的に実施することが困難な研究領域・学術分野における研究者人材の育成に特化する。**

- 人材を供給すべき分野や輩出する人材の特性の点で、一般大学と相違ないのであれば、敢えて「総研大」という特別な仕組みを使ってまで、共同利用機関に独自の大学院課程を設置する必要はない。
- 共同利用機関として人材を供給すべき特定の分野・領域に絞った学位プログラムを設置することで、一般大学の大学院との棲み分け、連携大学院・併任講座・特別研究学生受入れによる大学院教育との機能分化を図る。

組織的な連携協力体制を強化する枠組みの導入について

- 人材育成の目的に即して、学位プログラムを設置すべき分野・領域の選択、教員組織・教育課程・学生定員や運営方式を設計するには、機構の枠組みを越えた議論・検討が必要
- 設置した学位プログラムをサステナブルに運用していく体制が必要
⇒ それをできるのは何処であり、どのような体制であるべきか？

(参考資料1) 国立大学法人総合研究大学院大学と大学共同利用機関等法人との組織関係



(参考資料2) 国立大学法人総合研究大学院大学と大学共同利用機関法人及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構との関係協力に関する協定書

国立大学法人総合研究大学院大学(以下「総研大法人」という。)が設置する総合研究大学院大学(以下「総研大」という。)は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構、大学共同利用機関法人自然科学研究機構、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構法人」という。)が設置する大学共同利用機関等(以下「大学共同利用機関」という。)の優れた研究機能を活用して博士課程の学生の教育・指導に当たることを教育上の特色とし、具体的には、大学共同利用機関の教員、施設・設備を活用し、大学共同利用機関における研究活動への参加を通じて学生の教育・指導が行われるという他の大学とは異なる大学院に特化したユニークな大学である。

この総研大の特色を最大限に発揮するため、総研大法人と機構法人は、以下のとおり関係協力に関する協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 国立大学法人法(平成15年法律第112号)別表第1備考第2、同法第29条第1項第3号及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成14年法律第161号)第18条第1項第8号の規定に基づく総研大法人と機構法人との関係協力については、この協定の定めるところによる。

(基盤組織)

第2条 総研大の次の各号の研究科の運営は、各研究科の右に掲げる機構法人と関係協力して行う。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 一 文化科学研究科 | 人間文化研究機構 |
| 二 物理科学研究科 | 自然科学研究機構及び宇宙航空研究開発機構 |
| 三 高エネルギー加速器科学研究科 | 高エネルギー加速器研究機構 |
| 四 複合科学研究科 | 情報・システム研究機構 |
| 五 生命科学研究科 | 自然科学研究機構及び情報・システム研究機構 |

2 先導科学研究科の教育研究に関する機構法人との関係協力については、必要に応じて総研大法人と各機構法人が別に協議する。

3 第1項の研究科(以下「研究科」という。)の専攻は、別表に掲げるところにより、各機構法人の大学共同利用機関が担当する。

4 研究科の専攻の新設改廃については、総研大法人と当該機構法人が協議のうえ決定する。

(機構法人の意見の尊重)

第3条 総研大法人は、研究科の各専攻の教員組織、教育課程、学生定員その他研究科及び専攻の運営に関する重要事項については、各専攻を担当する大学共同利用機関の意見に基づく当該機構法人の意見を尊重する。

(教員の任命手続き)

第4条 研究科各専攻の教員の任命は、総研大法人の学長(以下「学長」という。)が、機構法人の長(以下「機構長」という。)の申し出に基づき、研究科教授会の議を経て行う。

2 前項の機構長の申し出は、当該専攻を担当する大学共同利用機関の長の推薦を受け、それを尊重して行う。

3 学長は、第1項に基づき教員を任命したときは、その旨を機構長に通知する。

(専攻長の任命手続き)

第5条 研究科の専攻長の任命は、学長が機構長の申し出に基づき、専攻委員会の議を経て行う。

2 前項の機構長の申し出は、専攻を担当する大学共同利用機関の長の意見を聞いて行う。

3 学長は、第1項に基づき専攻長を任命したときは、その旨を当該専攻長が所属する大学共同利用機関の長及び機構長に通知する。

(参考資料2) 国立大学法人総合研究大学院大学と大学共同利用機関法人及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構との関係協力に関する協定書

(研究科長の任命手続き)

第6条 研究科の研究科長の任命は、研究科教授会の議により選考された者について、学長が行う。

2 学長は、研究科長を任命するにあたっては、研究科長として選考の対象となる者について、事前にその者が所属する大学共同利用機関の長及び機構長の了承を得るものとする。

3 学長は、第1項に基づき研究科長を任命したときは、その旨を当該研究科長が所属する大学共同利用機関の長及び機構長に通知する。

(教員の給与及び労働条件)

第7条 総研大法人は、研究科教員の給与の基準を定め、その基準の適用については、専攻長が大学共同利用機関の長を通じて機構長と協議により行う。

2 給与以外の研究科教員の労働条件は、研究科教員の職務が当該教員が所属する大学共同利用機関における職務と一体的に行われることに鑑み、総研大法人と機構法人が協議して別に定めるもののほかは、当該教員が所属する機構法人の就業規則による。

(経費の負担及び経理の委任)

第8条 総研大法人は、給与その他研究科の教育に要する経費を負担する。

2 前項により総研大法人が負担する経費の範囲及び額については、総研大法人と機構法人が協議する。

3 総研大法人は、前2項により負担する経費の経理を機構法人に委任する。機構法人は、事業年度終了後すみやかに総研大法人の定める様式により、経理の状況を総研大法人に報告する。

(機構法人の関係協力等)

第9条 機構法人は、研究科の各専攻を担当する大学共同利用機関の判断により、その施設・設備を無償で当該専攻の利用に供する。

2 総研大法人は、研究科の専攻の教育に必要な専用施設・設備については、機構法人と協議しながらその整備に努める。

3 機構法人及び大学共同利用機関は、その担当する研究科又は専攻の求めに応じて、当該研究科又は専攻の運営に関し必要と認める協力を行う。

(その他の関係協力)

第10条 研究科の教育以外の総研大の教育研究に関する機構法人の関係協力については、必要に応じて総研大法人と機構法人が別に協議する。

(協定の変更)

第11条 この協定は、総研大法人と機構法人の合意により変更することができる。

(協定書の作成所持)

第12条 協定書正本7通を作成し、総研大法人及び機構法人が各1通を所持する。

附 則

1 この協定は、平成22年4月1日から発効する。

2 独立行政法人宇宙航空研究開発機構における本協定書の適用については、「機構法人」とあるのは「宇宙航空研究開発機構及び宇宙科学研究所」と、「大学共同利用機関」とあるのは「宇宙科学研究所」と、「機構長」とあるのは「宇宙航空研究開発機構理事長」と、「大学共同利用機関の長」とあるのは「宇宙科学研究所長」と読み替える。

3 平成16年4月1日適用の総合研究大学院大学に関する協定書及び同協定書に基づく覚書は、機構法人については、この協定発効の日に失効する。